・制度改正のポイントについて

有料老人ホームに関する主な改正内容 (老人福祉法改正関係)

有料老人ホームの見直し

- 入居者の保護を目的とした定義等の見直し-

くこれまでの定義等>

- ○常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供 その他日常生活上必要な便宜を供与すること を目的とする施設で老人福祉施設でないもの
- 〇都道府県への事前届出が義務
- ○都道府県は調査権を持ち、入居者の処遇に問 題があるとき等は改善命令等の措置

<現状と課題>

- ○入居者保護の必要性に人数による相違はない
- ○外食・配食産業の進展により、食事の提供の 外部化が相当程度可能
- ○あえて定義にあてはまらないよう、食事を提供 せず、介護の提供は行う事業者が存在
- ○一時金について、使途に関する情報や倒産等 の場合の備えが不足

見直し内容

<定義>

- 〇人数要件の廃止
- ○提供サービス要件の見直し →①食事の提供、②介護の提 供、③洗濯、掃除等の家事、 ④健康管理のいずれかのサー ビスを行う施設を対象
- ○サービスの提供を、委託で行 う場合、将来においてサービ ス提供を約束する場合を対象 とすることを明確化
- <入居者保護の充実>
- 〇帳簿保存、情報開示義務化
- 〇倒産等の場合に備えた
- 一時金保全措置の義務化※ ○都道府県の立入検査権付与
- ○都追府県の立人棟食権付 改善命令の際の公表

※経過措置あり

有料老人ホームの定義の見直し

<改正前>

(老人福祉法第29条第1項)

- ①人数要件・・・高齢者を10人以上入居させていること
- ②サービス提供要件・・・食事の提供をしていること

<改正後>

- ①人数要件…・廃止
- ②サービス提供要件・・・「食事の提供」、「介護の提供」、「洗濯、掃除等の家事」、 「健康管理」のいずれかのサービスの提供をしていること

高齢者の人数にかかわらず、

「食事の提供」、「介護の提供」、「洗濯掃除等の家事」、「健康管理」のいずれかのサービスの提供(※)をしている施設は、 都道府県知事に有料老人ホームとしての届出が必要 ※委託による提供や将来のサービス提供を約する場合も含む

有料老人ホームの定義から除外される施設:

- ①老人福祉施設、②認知症高齢者グループホーム、③高齢者専用賃貸住宅のうち一定の要件(※)を満たすもの ※「住戸面積が原則25㎡以上」、「原則として、住戸内に台所、便所、収納設備、洗面設備及び浴室を有して いること」、「前払い家賃を徴収する場合は保全措置が講じられていること」、「食事の提供、介護の提供、洗 濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供していること」
- 有料老人ホームの定義の見直しと他の居住関連施設との関係 有料老人ホームの対象外 ◆↓ 有料老人ホーム 老人福祉施設 有料老人ホーム (老人福祉 ※老人福祉法の他の規定による規制 ※老人福祉法第29条に基づく規制 <現行> <見直し後> 人数要件 10人以上 ──→ 人数要件無し 都道府県知事に届 け出たものは特定施 設となる(介護保険 認知症対応型共同生活 サーヒス要件 │ 食事の提供 ──→次のサーヒスの 援助事業を行う住居 <u>いずれか</u>を提供 (グループホーム) ・食事の提供 ※老人福祉法の他の規定による規制 ・介護の提供 高齢者専用賃貸 住宅でサービスを 提供しているが、 一定の居住水準 等*を満たさない もの 高齢者専用賃貸 住宅でサービスを 提供していないも 洗濯・掃除等の家事 高齡者専用賃貸住宅 ·健康管理 (一定の居住水準等*を満たすもの) ※高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく規制 ・建物賃貸借契約(終身建物賃貸借契約を含む) (=賃貸住宅)によるもののみが対象 高齢者向け優良賃貸住宅 介護等のサービス を提供しないもの 食事の提供、介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している施設 食事の提供、介護の提供等のサービスを提供している施設であって、「老人福祉施設」、「認知症対応型共同生活援助事業を行う住居」、 「高齢者専用賃貸住宅のうち一定の居住水準等を満たすもの」でないものは、有料老人ホームの届出が必要 *一定の居住水準等:①原則25㎡以上 ②原則各戸に台所、浴室、便所、洗面設備、収納設備があること ③前払い家賃の保全措置を講じていること

帳簿の保存の義務付け

(老人福祉法第29条第3項)

次の事項を記した書類を作成し、作成の日から2年間保存すること

- 〇一時金、利用料等、入居者が負担する費用の受領の記録
- 〇入居者に提供したサービスの内容
- ○緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合の、その態様、時間、入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由
- 〇サービスに関する入居者や家族からの苦情の内容
- 〇サービス提供により事故が発生した場合のその状況、処置の内容
- 〇サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合、当該事業者 の名称、所在地、委託に係る契約事項、業務の実施状況

情報開示の義務付け

(老人福祉法第29条第4項)

次に定める事項を書面により交付すること。

- ○有料老人ホームの設置の届出の際の届出事項の一つとされている 「施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契 約に関する重要な事項」
 - -重要事項説明書の事項(指導指針により標準様式を示している)

※重要事項説明書の標準様式は、有料老人ホームの設置運営指導指針を改正し、 介護保険の情報公表制度の特定施設入居者生活介護の基本情報項目の標準様 式と同様のものとする。

一時金保全措置の義務付け

(老人福祉法第29条第5項)

<保全措置の対象となる費用の内容>

〇いかなる名称であるかを問わず、家賃、施設の利用料、サービスの供与の対価として収受するすべての費用が、一時金保全措置の対象となる。 ※家賃6ヶ月分に相当する額を上限として敷金は対象外とする。

<保全の範囲>

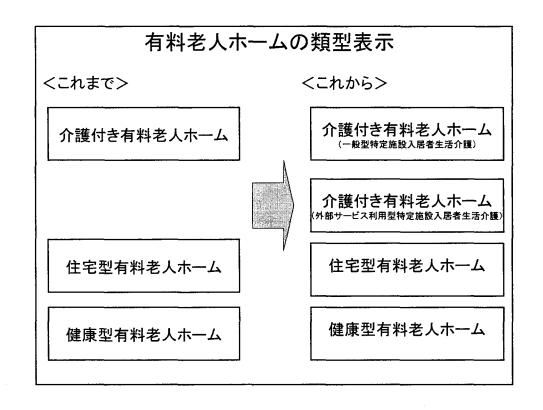
○ 500万円か返還債務残高かいずれか低い方とする。

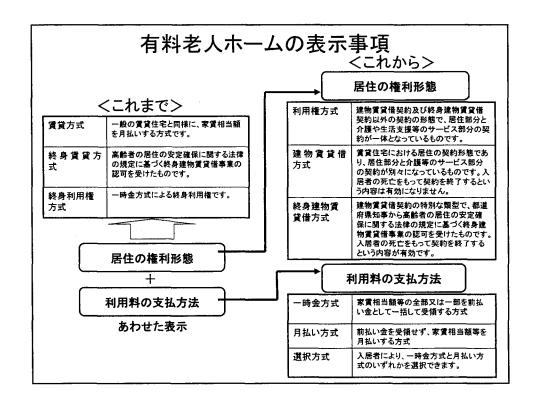
<保全の方法>

- (1)銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証
- ②指定格付機関による特定格付が付与された親会社による保全金額に相当する部分の連帯保証
- ③返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額に相当する部分を保険事業者がうめることを約する保証保険
- ④民法34条により設立された法人との間の保全のための契約で①から ③に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの※
 - ※(社)全国有料老人ホーム協会の入居者基金も該当しうる。

有料老人ホーム設置運営標準指導指針の改正

- 契約締結日から起算しておおむね90日以内の契約解除の場合について、前払金の全部を利用者に返還すること。
 - ※ただし、契約解除日までの利用期間の係る利用料及び原状回復のための費用等について、適切な範囲で設定し、受領することは差し支えない。
- 老人福祉法に規定する一時金の保全措置が義務付けられていない有料老人ホームであっても、適切な保全措置を講じるよう努めること。
- 有料老人ホームの表示事項として、外部サービス利用型特定施設である場合には、その旨を明示すること。
- 重要事項説明書の標準様式を改正し、情報の公表制度の特定施設入 居者生活介護に係る基本情報項目の様式と同様のものとすること。





特定施設入居者生活介護の主な改正内容(介護保険法改正関係)

ケア付き居住施設の充実

高齢期の住み替えニーズの拡大

- (背景)・高齢者の一人暮らし又は夫婦のみの世帯の 増加から日常生活面での困難や不安
 - ・家屋の構造が要介護者の生活に適さない
 - ・高齢者のライフスタイルの多様化

高齢者が安心して住める 「住まい」への住み替え

(自宅、施設以外の新しい「住まい」)

- (要件)・パリアフリー、住まいにふさわしい居住水準・ 住み続けの保障
 - ・安心のための生活支援サービス
 - ・「早めの住み替え」、「要介護状態になってからの住み替え」各々の形態に対応した多様な介護サービス提供

居住系サービスの拡充

- ①特定施設の対象の拡大
 - ※従来は有料老人ホームと ケアハウスのみ
 - →「高齢者専用賃貸住宅」のうち次の要件を満たすものも対象とする
 - ·原則、25㎡以上
 - ・原則、各住戸に台所、便所、収納設 備、洗面設備、浴室を設けていること
 - ・前払い家賃があるときは保全措置を 講じていること
 - ・介護サービス等を提供していること

②サービス提供形態の多様化

- ※従来は特定施設の職員に より介護サービスを提供
- →外部の介護サービス事業 者との提携によるサービス 提供も可能とする(外部サー ビス利用型特定施設の基準 報酬の創設)

高齢者専用賃貸住宅と高齢者向け優良賃貸住宅の関係

(高齢者の居住の安定確保に関する法律)

高齢者専用賃貸住宅

- ◇都道府県知事への登録 ◇都道府県による情報開示
- 高齢者向け優良賃貸住宅

◇都道府県知事による認定

◇共用部分(廊下、EV等)の整備費に対する助成

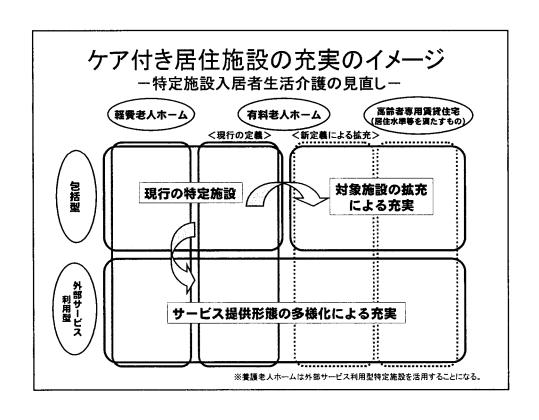
◇家賃に対する助成

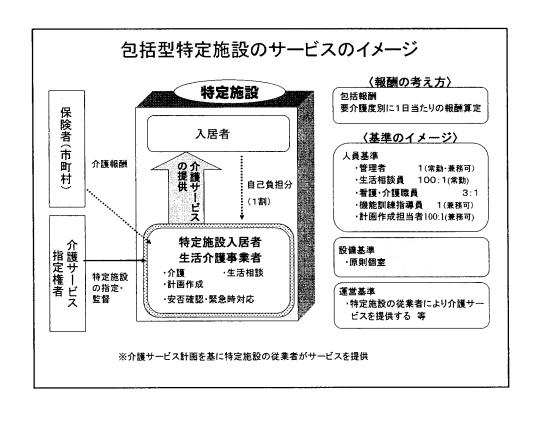
※高齢者専用賃貸住宅と介護保険

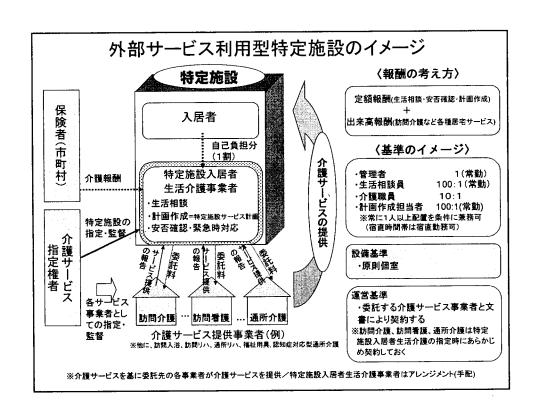
高齢者専用賃貸住宅のうち、一定の居住水準等の要件を満たすものを特定施設の対象とすることとしており、告示において下記の要件を規定

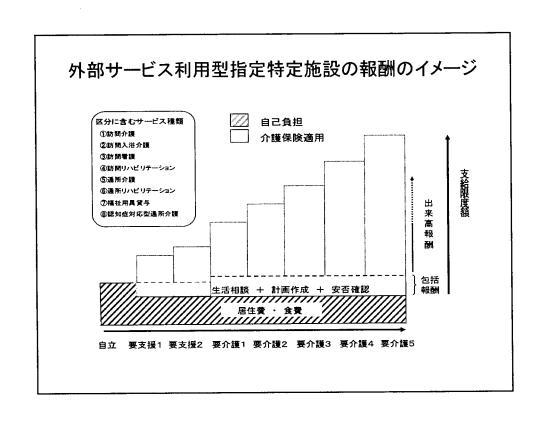
- ①住戸の面積が原則として25㎡以上であること
- ②原則として各戸に台所、便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えていること
- ③前払いで家賃を徴収する場合には保全措置を講じていること
- ④入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事又は健康管理をする事業を行う賃貸住宅であること。

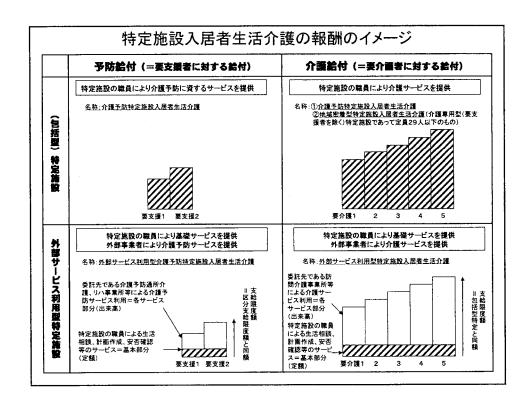
介護サービスの提供体制の多様化 ○従来の特定施設の介護サービス提供形態・提供体制の基準や報酬体系は、特別養護老人ホ - ムと近似しており、「要介護状態になってからの住み替え」を想定した構造であり、 「早めの住み替え」のケースにあてはめにくいという指摘がある。 〇このため、現行のルールに加え、早めの住み替えにも適切に対応した人員配置、報酬体系 のルールを「外部サービス利用型特定施設」として創設。 〈居住と介護サービスの関係〉 パターン1 (自 宅) 居宅 , 外部サービス(訪問・通 高齢者住宅 所介護や看護、小規模 (自宅と同じ) 多機能サービス等) パターン2 特定施設の新しいサー ビス提供形態 アウトソーシング (外部サービス利用型 特定施設) ケア ケアのアウトソーシング パターン3 従来の特定施設 高齢者住宅がケアを行う

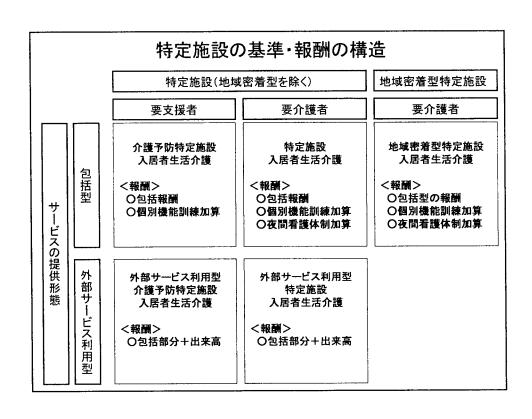












特定施設入居者生活介護(包括型)の介護報酬

(1) 基本単位

<改正前>

特定施設入所者生活介護費

要支援 238単位/日 要介護1 549単位/日 要介護2 616単位/日 要介護3 683単位/日 要介護4 750単位/日 要介護5 818単位/日



<改正後>

特定施設入居者生活介護費及び 介護予防特定施設入居者生活介護費

要支援1 214単位/日 要支援2 494単位/日 経過的要介護 214単位/日 要介護1 549単位/日 要介護2 616単位/日 要介護3 683単位/日 要介護4 750単位/日 要介護5 818単位/日

(2) 加算

夜間看護体制加算(新規) 個別機能訓練加算(改正)

10単位

12単位

地域密着型特定施設入居者生活介護の介護報酬

(1) 基本単位

<改正前>

特定施設入所者生活介護費

要支援 238単位/日 要介護1 549単位/日 要介護2 616単位/日 要介護3 683単位/日 要介護4 750単位/日 要介護5 818単位/日



<改正後>

地域密着型 特定施設入居者生活介護費

要介護1 549単位/日 要介護2 616単位/日 要介護3 683単位/日 要介護4 750単位/日 要介護5 818単位/日

(2) 加算

夜間看護体制加算(新規) 10単位 個別機能訓練加算(改正) 12単位

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の介護報酬

<基本サービス部分の報酬>(1日当たり)

介護給付

84単位/日

予防給付

63単位/日

<各サービス部分の報酬>

◇介護給付

イ 訪問介護

·身体介護

90単位/15分

(1時間30分以上の場合、540単位+n×37単位:n=1~)

·生活援助 4

45単位/15分

(1時間30分までの評価)

·通院等乗降介助 90単位/1回

ロ 他の訪問系サービス及び通所系サービス

→通常の各サービスの基本部分の単位の90/100の単位

ハ 指定福祉用具貸与

→貸与額を適用(対象品目・対象者も通常のサービスと同様)

◇予防給付

イ 訪問系サービス及び通所系サービス

→通常の各サービスの基本部分の単位の90/100の単位

口 指定福祉用具貸与

→貸与額を適用(対象品目・対象者も通常のサービスと同様)

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の限度単位数

基本サービス部分+出来高部分の合計単位数(1月当たり)

要支援1

4, 970 単位/月

要支援2

経過的要介護

10,400単位/月

要介護1

6,505単位/月

要介護2

16,689単位/月

女儿 吃~

18,726単位/月

要介護3

20,763単位/月

要介護4

22,800単位/月

要介護5

24,867単位/月

特定施設入居者生活介護の見直し概要

30人

以上

(要支援者[改正後]全介護専用型特定 医]含まず)

の

護専用型か否か

○地域密着型特定施設 (第8条19項) ※地域密着型特定施設入居者生活介護 (地域密着型サービス)

 市町村が指定・監督権限 (第78条の2第1項、第78条の6~10)
必要利用定員総数を市町村介護保険事業計画・都道府県介護保険事業支援計画 仁記載(第117条第2項第1号、第118条第2項第1号) ・市町村介護保険計画を上回る場合には 指定拒否可能 (第78条の2第5項第4号)

○地域密着型特定施設以外の 介護専用型特定施設 (第8条11項)

※介護専用型特定施設入居者生活介護

都道府県が指定・監督権限 (第70条1項、第76条~第78条)

必要利用定員総数を都道府県介護保険事 業支援計画に記載 (第118条第2項第1号)

・計画を上回る場合には指定拒否可能 (第70条3項) ・住所地特例の対象 (第13条)

17. 5%

·都道府県負担割合 12.5% ·都道府県負担割合 ○介護専用型特定施設以外の特定施設 (第8条11項)

※特定施設入居者生活介護 (第8条11項)

- ・特定施設に入居する要介護者に対して行う介護サービス
- ・都道府県が指定・監督権限 (第70条第1項、第76条~第78条)
- ・必要利用定員総数を都道府県介護保険事業支援計画に記載可能
- ・計画を上回る場合には指定拒否可能
- ・住所地特例の対象
- ·都道府県負担割合 17. 5%

※介護予防特定施設入居者生活介護

(第8条の2第11項)

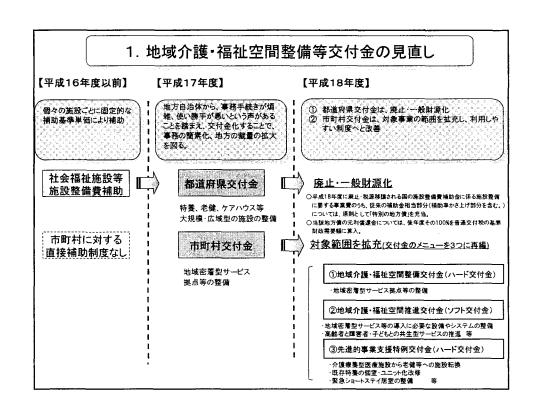
- ・特定施設に入居する要支援者に対して行う介護予防サービス
- ・都道府県が指定・監督権限 (第53条1項 第115条の6第1項)
- ・住所地特例の対象
- 都道府県負担割合 17.5%
- *現行の包括型の基準・報酬とは別に外部サービス利用型の特定施設入居者生活介護の基準・報酬を新設

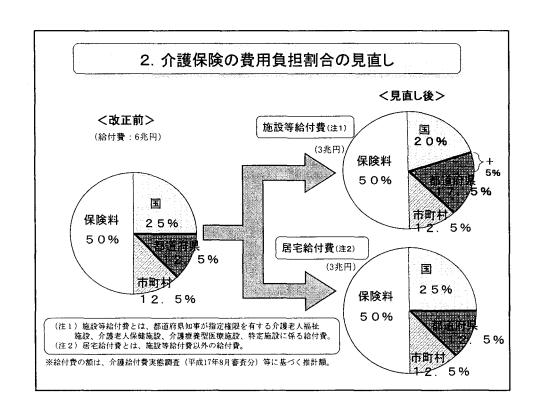
三位一体関連法(介護関係)の概要

- 1. 地域介護・福祉空間整備等交付金の見直し
 - 都道府県交付金は、廃止・一般財源化。
 - 市町村交付金は、対象事業の範囲を拡充し、利用しやすい制度へと改善。
- 2. 介護保険の費用負担割合の見直し
 - 施設等(※)に係る給付費の負担割合を、次のように見直し。 (※) 都道府県指定の介護保険3施設及び特定施設

都道府県は、12.5%から17.5%へ 国は、25%から20%へ

- 3 混合型特定施設(介護専用型以外の特定施設)の指定拒否権限の創設
 - 混合型特定施設について、都道府県介護保険事業支援計画に定める必要利用定 員総数を超える混合型特定施設の指定の拒否を可能にする。
- 4. 住所地特例の見直し
 - 混合型特定施設を住所地特例の対象にする。





3. 混合型特定施設(介護専用型以外の特定施設)の指定拒否権限の創設

改正前の仕組み

○ 新たな指定により、都道府県内の区域(複数市町村が基本)における利用定員が、必要利用定員 総数(都道府県介護保険事業支援計画において設定)を超えてしまう場合、都道府県知事は指定を しないことができる。

【対象事業】 都道府県指定の介護保険3施設、介護専用型の特定施設

《特定施設とは?》

有料老人ホーム、ケアハウス等で一定の人員配置等を行ったものが、入居者に介護を提供した場合には、 「特定施設」として介護保険給付の対象となる。要介護者のみ入居可能なのが「介護専用型」特定施設、 要介護者でない者も入居可能で、入居後に要介護者になることもあるのが「混合型」特定施設

見直しの考え方

- 今般、特定施設についても給付費の都道府県負担割合の増加の対象とすることに伴い、複数都府県より、混合型特定施設について、上記のような指定拒否の仕組みを設けるべきとの要望あり。
- ① 各都道府県の判断により、介護保険事業支援計画に、混合型特定施設の必要利用定員総数を 記載可能とする。
- ② 混合型特定施設の推定利用定員^(※)の総数が、必要利用定員総数を超えてしまう場合、都道府県 知事は指定をしないことができることとする。
 - (※) 特定施設の母体となる有料老人ホーム等の定員の70%の範囲内で、都道府県が定める値

4. 住所地特例の見直し

改正前の仕組み

- 介護保険制度においては、各人はその住所地の市町村の被保険者となり、住所地の市町村・都道 府県が介護給付費の負担をすることが原則。
- しかしながら、介護保険施設等については、施設の所在する市町村・都道府県の財政への配慮等の観点から、特例として、入所者は引き続き入所前の市町村の被保険者とし、入所前の市町村・都道府県が介護給付費の負担をする仕組みを設けている。(=住所地特例)

【対象事業】 都道府県指定の介護保険3施設、介護専用型の特定施設等

見直しの考え方

- 大都市圏を中心に越境利用やそれを見込んだ特定施設の整備が多く見られており、施設が所在する都道府県·市町村に財政負担が集中。
- 今般の見直しにおいて、混合型特定施設について指定拒否権限を創設。
- 越境利用による他の都道府県分の財政的な影響を排除し、 各都道府県内の利用者数に基づいた施設の指定を行うことができるよう、 混合型特定施設を住所地特例の対象とする等の見直しを行う。
- ※ 混合型特定施設は、早めの住み替えとして要介護認定を受けていない者も入居する施設であること等を踏まえ、特定施設の住所地特例については要介護認定にかかわらず入居者をその対象とする。

一時金保全措置の方法

〇老人福祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号) (抄)

(届出等)

第二十九条 有料老人ホーム(老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。)の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一~七 (略)

2~4 (略)

5 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたつて受領すべき家賃<u>その他厚生 労働省令で定めるもの</u>の全部又は一部を前払金として一括して受領するもの は、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還 債務を負うこととなる場合に備えて<u>厚生労働省令で定めるところにより必要な</u> 保全措置を講じなければならない。

6~9 (略)

附 則 (平成一七年六月二九日法律第七七号)(抄)

第十七条 (略)

2 新老人福祉法第二十九条第五項の規定は、同条第一項に規定する有料老人ホーム(施行日の前日までに旧老人福祉法第二十九条第一項の届出がされたものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。)に施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。

〇老人福祉法施行規則 (昭和三十八年厚生省令第二十八号) (抄)

(法第二十九条第五項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第二十条の九 法第二十九条第五項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、有料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として収受する全ての費用をいう。ただし、敷金(家賃の六月分に相当する額を上限とする。)として収受するものを除く。

(必要な保全措置)

第二十条の十 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第五項の規定により、 一時金に係る銀行の債務の保証その他の<u>厚生労働大臣が定める措置</u>を講じなけ ればならない。

附則

1~2(略)

- 3 介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号。以下この項において「平成十七年改正介護保険法」という。) 附則第十七条第二項に規定する厚生労働省令で定める有料老人ホームは、次のとおりとする。
 - 一 平成十七年改正介護保険法の施行の日(次号において「施行日」という。) の前日までに平成十七年改正介護保険法第十条の規定による改正前の老人福祉法(次号において「旧老人福祉法」という。)第二十九条第一項の届出がなされたもの
 - 二 旧老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームでないものであって、施行日の前日までに事業を開始したもの

〇厚生労働省告示第二百六十六号

老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)第一条の十三及び 第二十条の十の規定に基づき、厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等 が構ずべき措置を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。ただし、 会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日までの間は、第一号ハ中「会社 法(平成十七年法律第八十六号)第二条第四号」とあるのは、「財務諸表等の用 語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条 第三項」とする。

平成十八年三月三十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎

厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置

- 一 (略)
- 二 老人福祉法施行規則第二十条の十の厚生労働大臣が定める措置は次に掲げる いずれかの措置とする。
 - イ <u>銀行等との間において</u>、有料老人ホームの設置者が一時金(老人福祉法施 行規則第二十条の五第八号に規定する一時金をいう。以下同じ。)の返還債 務を負うこととなった場合において当該銀行等がその債務のうち保全金額 (一時金のうち、あらかじめ契約で定めた予定償却期間のうち残存する期間 に係る額又は五百万円のいずれか低い方の金額以上の金額をいう。以下この 号において同じ。)に相当する部分を<u>連帯して保証することを委託する契約</u> を締結すること。
 - 口 <u>有料老人ホームの設置者の親会社</u>であって、一以上の指定格付機関により 長期の債務を履行する能力について<u>特定格付が付与されたものとの間におい</u> て、有料老人ホームの設置者が一時金の返還債務を負うことになった場合に おいて当該親会社がその債務のうち保全金額に相当する部分を<u>連帯して保証</u> することを委託する契約を締結すること。
 - ハ <u>保険事業者との間において</u>、有料老人ホームの設置者が受領した一時金の 返還債務の不履行により当該有料老人ホームの入居者に生じた損害のうち当 該返還債務の不履行に係る保全金額に相当する部分を当該保険事業者がうめ ることを約する<u>保証保険契約を締結</u>すること。
 - 二 <u>民法第三十四条の規定により設立された法人で</u>高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものとの間において、一時金について有料老人ホームの設置者が返還債務を負うこととなる場合に備えた<u>保全のための契約を締結</u>することであって、イからハに掲げる措置に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの。

住所地特例の適用について

○ 介護保険の住所地特例の適用については、

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成18年法律第20号)及び介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)の施行により、介護保険法第13条において、本年4月1日から住所地特例対象施設が以下のとおり変更となっている。

- ・介護保険施設(地域密着型介護老人福祉施設は含まれない。)
- ・養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4)
- ·特定施設(介護保険法第8条第11項)

なお、事務手続等の詳細については、平成18年3月13日「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」においてお示ししている。

〇 平成18年4月21日付け事務連絡(介護制度改革Information vol.97)「住所地特例施設に関するQ&A」においてもお知らせしたとおり、今回の改正において特定施設については、特定施設入居者生活介護等の指定を受けない特定施設であっても住所地特例の対象施設としているところであるので、その旨再度確認をお願いしたい。